

議案第52号

幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を 改正する条例

幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者

第2条に次の1項を加える。

- 5 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれを含む。）をいう。

第3条第1項第1号中「（平成17年法律第123号）」を削る。

第4条第1項中「入院したときの一部負担金」の次に「及び第2条第1項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金」を加える。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

県が実施する重度心身障害者医療費支給事業補助制度の改正に伴い、対象者に精神障害者保健福祉手帳2級所持者を新たに追加することに伴う所要の改正をしたい

ので、この案を提出するものである。